

住民票の写し等の第三者交付による 登録型本人通知制度をご利用ください!!

本人通知制度とは？

不正な方法で他人の住民票や戸籍謄抄本などを取得して悪用するなど、全国的に不正取得が後を絶ちません。そこで、あなたの住民票等を代理人などの第三者に交付した場合、その交付した事実を通知する制度です。

また、この制度を利用するには、**事前登録の申請が必要です。**

※第三者による証明書の取得を禁止する制度ではありませんので、ご注意ください。



事前登録の方法について

① 登録できる方

登録の日において飯塚市に住民登録がある方

② 受付窓口

本庁市民課および各支所市民窓口課

申請書は、窓口にご用意しています。市ホームページからでもダウンロードできます。

また、郵送による申請も可能です。



- ・登録手数料は無料です。
- ・本人確認書類（運転免許証等）は不要です。
- ・「住民票が同一世帯員」または「同一戸籍」の方が代理人になる場合は、委任状は不要です。
- ・同じ職場にお勤めの方向士で申請書を取りまとめて、代表者の方が申請することも可能です。その際、委任状は不要です。
- ・その他の場合で、代理人が申請するときの必要書類は、下記のとおりです。
【代理人（登録する方からの委任を受けた方）の場合】⇒ 委任状が必要です。
【法定代理人（未成年の保護者や成年後見人）の場合】⇒ 法定代理人であることが分かる書類（戸籍謄本、登記事項証明書など資格が証明できる書類。ただし、飯塚市に本籍がある方で、当該事実が確認できる場合は資格を証明する書類を省略することができます。）

通知書の郵送

登録された方に係る住民票の写し、戸籍謄抄本等を第三者に交付した場合に、通知書（第三者に交付した年月日、その種類および通数を記載したもの）が郵送されます。

ご注意ください！

通知書は住民票の写し等を交付した事実を通知するものです。詳しい内容については、飯塚市個人情報保護条例に基づき、第三者へ交付した住民票の写し等の申請書を開示請求することができます。（手数料が必要です。）

ただし、第三者の個人情報などは開示できない場合があります。

また、**即日の開示はできません。**あらかじめご了承ください。

その他、詳細については、下記問合せ先へご連絡ください。

●お問合せ 市民課 窓口係（☎内線1014）